

車両接近通報装置の義務化に係る法令の改正について

1 経緯

昨年10月3日、通勤中の視覚障がい者と盲導犬が、警告音を発せず後退してきたトラックに轢かれ、死亡する痛ましい交通事故が発生した。

県では、この事態を重く受け止め、昨年10月14日に「県議会」や「県交通安全協会」、「盲導犬を育てる会」と連携し、国に対し、障がい者や高齢者等の安全で安心な交通環境を確保するため、以下について提言していた。

- ・貨物車両等の運転者に対し、車両後退時に常時、警告音・音声を発することを義務付けるよう「道路運送車両法」を改正すること
- ・歩行者や自転車運転者にハイブリッド自動車や電気自動車の接近を知らせる「車両接近警告音装置」の装備の取付けを義務化すること

2 法令改正

政策提言の結果、国土交通省では、ハイブリッド自動車等に車両接近通報装置の装備を義務化すべく、「道路運送車両法」に基づく「道路運送車両の保安基準」などを10月7日に改正し、8日に施行した。

【改正の概要】

1) 道路運送車両の保安基準

電力により作動する原動機のみによる走行が可能な自動車は、歩行者等に自動車の接近を音で知らせる車両接近通報装置を備えなければならない。

2) 道路運送車両の保安基準の細目

装置の機能、性能等に関し、車両接近通報装置は、

- ① 走行時において確実に機能するものであること
- ② 当該装置の作動を停止させることができる機能を有さないものであること（一時停止スイッチの禁止）

3) 適用時期

新 型 車：平成30年 3月8日

継 続 生 産 車：平成32年10月8日